

さいたま市告示第443号

令和8年さいたま市議会2月定例会において議決された次の予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和8年度さいたま市一般会計予算
- 2 令和8年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和8年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 4 令和8年度さいたま市介護保険事業特別会計予算
- 5 令和8年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 6 令和8年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算
- 7 令和8年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算
- 8 令和8年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和8年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算
- 10 令和8年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算
- 11 令和8年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算
- 12 令和8年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算
- 13 令和8年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算
- 14 令和8年度さいたま市公債管理特別会計予算
- 15 令和8年度さいたま市水道事業会計予算
- 16 令和8年度さいたま市病院事業会計予算
- 17 令和8年度さいたま市下水道事業会計予算

令和8年度さいたま市一般会計予算

令和8年度さいたま市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ716,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		316,158,003
	1 市民税	180,340,000
	2 固定資産税	99,222,000
	3 軽自動車税	1,815,000
	4 市たばこ税	8,393,001
	5 特別土地保有税	2
	6 入湯税	4,000
	7 事業所税	5,013,000
	8 都市計画税	21,371,000
2 地方譲与税		2,922,000
	1 地方揮発油譲与税	959,000
	2 自動車重量譲与税	1,784,000
	3 森林環境譲与税	161,000
	4 石油ガス譲与税	18,000
3 利子割交付金		722,000
	1 利子割交付金	722,000
4 配当割交付金		2,486,000
	1 配当割交付金	2,486,000
5 株式等譲渡所得割交付金		3,528,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,528,000
6 分離課税所得割交付金		373,000
	1 分離課税所得割交付金	373,000
7 法人事業税交付金		3,049,000
	1 法人事業税交付金	3,049,000
8 地方消費税交付金		36,774,000
	1 地方消費税交付金	36,774,000
9 ゴルフ場利用税交付金		44,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	44,000
10 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
11 環境性能割交付金		2,941
	1 環境性能割交付金	2,941
12 軽油引取税交付金		3,716,000
	1 軽油引取税交付金	3,716,000
13 地方特例交付金		5,417,000
	1 地方特例交付金	5,416,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1,000
14 地方交付税		13,400,000
	1 地方交付税	13,400,000
15 交通安全対策特別交付金		240,000
	1 交通安全対策特別交付金	240,000
16 分担金及び負担金		4,332,165
	1 負担金	4,332,165
17 使用料及び手数料		8,232,733
	1 使用料	4,860,770
	2 手数料	3,371,963
18 国庫支出金		149,143,430
	1 国庫負担金	125,868,335
	2 国庫補助金	22,765,432
	3 委託金	509,663
19 県支出金		41,834,396
	1 県負担金	31,777,821
	2 県補助金	7,453,668
	3 委託金	2,602,907
20 財産収入		5,198,604
	1 財産運用収入	2,216,866
	2 財産売却収入	2,981,738
21 寄附金		1,407,421
	1 寄附金	1,407,421
22 繰入金		28,505,101
	1 基金繰入金	28,505,101
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		34,885,904
	1 延滞金、加算金及び過料	200,205
	2 市預金利子	3,790
	3 貸付金元利収入	26,454,325
	4 受託事業収入	827,694
	5 収益事業収入	2,854,443
	6 雑入	4,545,447
25 市債		53,628,300
	1 市債	53,628,300

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	716,000,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,738,979
	1 議会費	1,738,979
2 総務費		66,627,306
	1 総務管理費	36,400,073
	2 企画費	15,206,341
	3 徴税費	5,135,869
	4 戸籍住民基本台帳費	3,746,097
	5 区政振興費	4,666,239
	6 選挙費	373,102
	7 統計調査費	159,474
	8 監査委員費	223,612
	9 危機管理費	546,714
10 人事委員会費	169,785	
3 民生費		283,610,456
	1 社会福祉費	3,065,395
	2 障害者福祉費	63,943,566
	3 老人福祉費	21,285,926
	4 児童福祉費	130,792,817
	5 生活保護費	39,225,764
	6 介護保険費	17,038,098
	7 国民年金費	358,401
	8 国民健康保険費	7,897,350
9 災害救助費	3,139	
4 衛生費		58,241,849
	1 保健衛生費	26,100,611
	2 清掃費	21,843,411
	3 環境対策費	3,316,353
4 病院費		6,981,474
	1 病院費	6,981,474
	2 病院費	
	3 病院費	
5 労働費		222,277
	1 労働諸費	222,277
6 農林水産業費		3,240,950
	1 農業費	3,071,044
2 林業費		169,906
	2 林業費	169,906
7 商工費		25,910,657
	1 商工費	25,910,657
8 土木費		76,567,994
	1 土木管理費	2,056,890

第2表

継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 企画費	記念総合体育館 予防保全 実施設計事業	129,953	8	86,630
				9	43,323
3 民生費	3 老人福祉費	(仮称)東楽園附属 グラウンド整備 基本・実施設計事業	36,267	8	6,710
				9	29,557
	4 児童福祉費	春野保育園 予防保全 修正設計事業	12,186	8	9,374
				9	2,812
4 衛生費	1 保健衛生費	さいたま市民医療 センター空調設備等 改修実施設計事業	65,681	8	41,000
				9	24,681
		(仮称)さいたま市 口腔保健センター等 施設整備事業	2,698,210	8	593,062
				9	1,295,140
				10	810,008
8 土木費	2 道 路 橋りょう費	中山跨線人道橋 補修工事事業	676,000	8	24,000
				9	400,000
				10	218,000
				11	34,000

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	与野中央公園 鴻沼川橋りょう 整備事業 (その2)	300,000	8	137,000
				9	163,000
	7 住宅費	市営馬宮住宅 建替事業 (第2期)	1,347,122	8	269,412
				9	942,975
				10	134,735
	9 消防費	1 消防費	岸分団車庫建替 基本・実施設計事業	10,594	8
9					3,358
		谷田第2分団 車庫建替 基本・実施設計事業	10,508	8	7,181
				9	3,327
10 教育費	2 小学校費	大戸小学校 プール改修事業	187,730	8	131,411
				9	56,319
	3 中学校費	大宮北中学校 校舎改築事業	1,139,685	8	11,397
				9	1,128,288
	6 社会教育費	青少年宇宙科学館 自家発電設備 改修事業	108,140	8	97,326
				9	10,814

第3表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スマートフォン決済等公金収納業務	令和8年度から 令和12年度まで	400,919
収納データ作成等処理業務	令和8年度から 令和9年度まで	95,381
職員総務管理事務運営業務	令和9年度から 令和11年度まで	284,515
個人版ふるさと納税事務管理業務	令和9年度	578,084
公用車賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	268,920
地下鉄7号線延伸事業に係る環境影響評価業務	令和9年度から 令和10年度まで	378,565
中間駅周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価業務	令和9年度から 令和11年度まで	204,589
プラザウエスト照明器具改修業務	令和9年度	126,127
プラザノース照明器具改修業務	令和9年度	110,013
自発的自治体レビュー作成業務	令和9年度	8,801
新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定支援業務	令和8年度から 令和9年度まで	19,613
公共施設予約システム再構築業務	令和8年度から 令和9年度まで	46,717
データセンター賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	252,252
持出制御システム賃借料	令和9年度	9,851
イントラネット用ファイルサーバ機器賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	200,257
統合運用管理業務	令和9年度から 令和11年度まで	1,020,130
標準準拠障害者福祉システム構築業務	令和9年度から 令和10年度まで	607,349
標準準拠介護保険システム構築業務	令和9年度から 令和10年度まで	356,347
与野体育館移転再整備基本計画策定支援業務	令和8年度から 令和9年度まで	15,433
税制改正に伴う個人市民税システム改修業務	令和8年度から 令和9年度まで	40,506
課税データ作成業務	令和8年度から 令和9年度まで	21,124
納税通知書及び税額通知書等印刷製本封入封緘業務／個人市民税（例月）	令和8年度から 令和9年度まで	9,695
納税通知書等印刷製本封入封緘業務／個人市民税（普通徴収・当初）	令和8年度から 令和9年度まで	16,219
納税通知書等印刷製本封入封緘業務／個人市民税（特別徴収・当初）	令和8年度から 令和9年度まで	25,467
軽自動車税申告書データ入力等補助業務	令和9年度	2,015

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
軽自動車税納税通知書等印字製本封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	6,772
軽自動車税システム改修業務	令和8年度から 令和9年度まで	7,159
固定資産税・都市計画税納税通知書等作成 印字製本封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	48,772
納税コールセンター運營業務	令和9年度	19,496
区民課窓口証明書等請求受付・交付外4業務	令和9年度から 令和11年度まで	1,875,379
西区役所予防保全事業に伴う什器等移送業務	令和9年度	6,611
西区役所文書保管管理等業務	令和9年度	2,368
土木緊急修繕工事（西区）	令和8年度から 令和9年度まで	72,600
土木緊急修繕工事（北区）	令和8年度から 令和9年度まで	83,635
土木緊急修繕工事（大宮区）	令和8年度から 令和9年度まで	90,000
土木緊急修繕工事（見沼区）	令和8年度から 令和9年度まで	80,080
土木緊急修繕工事（中央区）	令和8年度から 令和9年度まで	49,500
土木緊急修繕工事（桜区）	令和8年度から 令和9年度まで	60,000
土木緊急修繕工事（浦和区）	令和8年度から 令和9年度まで	60,000
土木緊急修繕工事（南区）	令和8年度から 令和9年度まで	74,114
土木緊急修繕工事（緑区）	令和8年度から 令和9年度まで	67,056
土木緊急修繕工事（岩槻区）	令和8年度から 令和9年度まで	93,660
埼玉県議会議員・さいたま市議会議員一般 選挙に係る業務	令和9年度	246,072
高齢者福祉システムソフトウェア賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	146,100
後期高齢者健康診査等受診券作成・印字・ 封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,118
り・とらいふWebシステム導入・運用業 務	令和9年度から 令和12年度まで	17,471
児童相談システム用基幹系端末賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	261,386
子育て支援センターにし外1施設運營業務	令和8年度から 令和13年度まで	114,010
さいたま市放課後子ども居場所事業	令和8年度から 令和11年度まで	450,881
さいたま市独立行政法人福祉医療機構借入 金利子助成	借入れの年度から 返済の年度まで	借入利子の1/2

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
植水・馬宮保育園仮設園舎賃借料	令和8年度から 令和12年度まで	340,627
東大宮・春野保育園仮設園舎賃借料	令和8年度から 令和12年度まで	379,502
医療的ケア児保育支援センター運營業務	令和8年度から 令和13年度まで	114,269
冒険はらっぱ運營業務	令和8年度から 令和9年度まで	21,822
杉の子園バス送迎業務	令和8年度から 令和10年度まで	63,360
ひまわり学園デジタルX線撮影装置賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	25,661
生活保護訪問支援システム機器等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	7,086
生活保護訪問支援システムソフトウェア賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	5,940
生活保護システム電子決裁及び文書管理オプションソフトウェア賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	19,800
生活保護システム電子決裁及び文書管理オプション用スキャナー賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	6,201
ひかり会館霊柩車の取得	令和8年度から 令和9年度まで	10,162
第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務	令和9年度から 令和10年度まで	11,704
一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務	令和8年度から 令和16年度まで	4,265,106
うらわフェニックス脱窒槽回転円板装置修繕	令和8年度から 令和9年度まで	144,320
岩槻環境センター実証実験効果検証業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,900
桜環境センター運営管理事業（追加分その4）	令和9年度から 令和11年度まで	240,900
クリーンセンター大崎工場棟照明設備修繕	令和9年度	149,380
一般廃棄物（資源物）収集運搬業務	令和8年度から 令和16年度まで	1,473,167
さいたま市農業近代化資金利子助成	借入れの年度から 返済の年度まで	借入額の1.5%以内
さいたま市農業災害資金利子助成	借入れの年度から 返済の年度まで	借入額の3.0%以内
用排水路補修工事	令和8年度から 令和9年度まで	8,930
さいたま市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	借入れの年度から 返済の年度まで	県信用保証協会が行う保証債務の2%から20%及び利子
さいたま市産業立地促進補助金（株式会社エンプラス）	令和9年度から 令和17年度まで	180,000
さいたま市産業立地促進補助金（株式会社芝浦電子）	令和9年度から 令和17年度まで	180,000
さいたま市産業立地促進補助金（小俣シャッター工業株式会社）	令和9年度から 令和17年度まで	144,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
さいたま市産業立地促進補助金（株式会社 One Pro）	令和9年度から 令和17年度まで	36,000
建設資材等価格調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	25,135
スマイルロード整備工事	令和9年度	201,500
道路緊急修繕工事	令和8年度から 令和9年度まで	280,000
道路附属物修繕工事	令和9年度	264,600
道路整備事業	令和9年度	25,000
道路事業管理緊急工事	令和8年度から 令和9年度まで	10,000
道路新設改良事業	令和9年度	321,500
道路新設改良設計業務	令和9年度	26,000
橋りょう緊急修繕工事	令和8年度から 令和9年度まで	30,000
橋りょう耐震補強工事	令和9年度	644,500
橋りょう補修工事	令和9年度	260,000
橋りょう整備工事	令和9年度	109,000
交通安全対策緊急工事	令和8年度から 令和9年度まで	50,000
交通安全対策緊急工事に伴う測量設計業務	令和8年度から 令和9年度まで	12,000
歩道等整備工事	令和9年度	937,700
排水路緊急補修工事	令和8年度から 令和9年度まで	58,100
河川等改修設計業務	令和9年度	50,554
河川等改修工事	令和9年度	515,664
交通バリアフリー設備補助金	令和8年度から 令和10年度まで	420,000
中央区役所周辺の公共施設再編事業	令和8年度から 令和31年度まで	55,635,149
道路詳細設計業務	令和9年度	14,760
さいたま新都心歩行者デッキ実施設計等業務	令和9年度	126,000
街路事業管理緊急工事	令和8年度から 令和9年度まで	44,200
街路整備工事	令和9年度	330,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
街路整備設計業務	令和9年度	13,200
街路整備用地測量業務	令和9年度	20,000
街路整備物件調査業務	令和9年度から 令和10年度まで	26,290
さいたまセントラルパーク次期整備地区基本設計業務	令和8年度から 令和9年度まで	87,615
与野中央公園の一体型調節池に係る負担金	令和9年度	208,247
庭園維持管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	17,325
盆栽展示業務	令和8年度から 令和9年度まで	81,770
桜回廊活用プロジェクト企画運営業務	令和8年度から 令和9年度まで	3,842
さいたま市内の土地区画整理組合が借り入れる事業資金に対する損失補償	借入れの年度から 返済の年度まで	元金、利子及び遅延利息
境堀排水路改修工事	令和9年度	34,375
次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備業務	令和9年度	3,201,877
次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に伴う施工監理業務	令和8年度から 令和9年度まで	23,815
教職員人事給与システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	332,479
学籍管理システム機器等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	493,248
入学準備金・奨学金貸付システム機器等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	16,189
入学準備金・奨学金貸付システムソフトウェア等賃借料	令和9年度から 令和12年度まで	30,902
デジタルドリルソフトウェア賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	664,428
中等教育学校生徒用端末賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	261,898
学校図書館システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	112,239
教室増に伴う教育用ネットワーク追加整備業務	令和8年度から 令和9年度まで	55,604
学級増等に伴う教室改修等修繕（小学校）	令和8年度から 令和9年度まで	62,124
学校施設リフレッシュ基本計画改定支援業務	令和8年度から 令和9年度まで	63,800
大宮南小学校体育館空調設備賃借料	令和9年度から 令和11年度まで	67,412
指扇北小学校仮設校舎賃借料	令和8年度から 令和11年度まで	46,200
学級増等に伴う教室改修等修繕（中学校）	令和8年度から 令和9年度まで	81,015

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三橋中学校仮設校舎賃借料	令和8年度から 令和12年度まで	1,339,250
市立高校センターサーバ・校内LANシステム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	487,408
さいたま市立高等学校教職員端末システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	381,314
田島ヶ原サクラソウ自生地ボランティア用テント等設置業務	令和8年度から 令和9年度まで	531
夏季展覧会開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	7,040
春季展覧会開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,601
春季収蔵品展ディスプレイ業務	令和8年度から 令和9年度まで	1,686
冬季展覧会開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,570
さくら草特別支援学校スクールバス運行業務	令和8年度から 令和13年度まで	333,300
令和8年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和8年度から 令和18年度まで	共同発行する地方債証券の総額からさいたま市負担分を除いた元金124,500,000千円及びこれに対する利子相当額

第4表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
会計管理事業	76,300	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
人事管理事業	24,900			
財産管理事業	3,500			
自治振興事業	290,400			
生活文化施設整備事業	3,057,200			
企画総務事業	26,100			
スポーツ企画事業	902,000			
支所整備事業	3,100			
区政総務事業	784,000			
防災総務事業	47,100			
障害者福祉施設整備事業	60,000			
老人福祉事業	800			
老人福祉施設整備事業	349,300			
児童福祉事業	72,900			
児童福祉施設整備事業	348,800			
障害児総合療育施設整備事業	122,200			
予防事業	712,900			
保健所整備事業	100,700			
葬祭霊園整備事業	70,500			
清掃総務事業	34,600			
塵芥処理事業	306,500			
リサイクル推進事業	55,700			
清掃施設整備事業	1,591,200			
病院事業会計貸付事業	1,625,200			
農業振興事業	453,800			
農地整備事業	144,000			
農業園芸センター整備事業	6,000			
道路維持事業	4,780,400			
道路新設改良事業	5,937,800			
橋りょう維持事業	1,871,900			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう新設改良事業	589,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
交通安全施設整備事業	2,834,500			
河川総務事業	103,600			
河川改良事業	1,792,000			
都市整備事業	2,997,100			
街路整備事業	5,524,900			
公園整備事業	2,136,900			
緑化推進事業	10,600			
市街地再開発事業	359,900			
土地区画整理事業	1,278,800			
住宅管理事業	22,100			
住宅建設事業	581,700			
常備消防事業	612,900			
消防施設整備事業	1,597,400			
教育研究所整備事業	1,126,200			
小学校管理事業	38,800			
小学校建設事業	4,441,700			
中学校管理事業	123,200			
中学校建設事業	659,100			
高等学校管理事業	281,800			
社会教育総務事業	800			
公民館整備事業	135,900			
文化財保護事業	14,600			
博物館整備事業	7,300			
宇宙科学館整備事業	90,400			
学校保健事業	404,000			
特別支援学校管理事業	3,300			
調整債	2,000,000			
合計	53,628,300			

令和8年度さいたま市国民健康保険事業
特別会計予算

令和8年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,314,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第2款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		26,581,027
	1 国民健康保険税	26,581,027
2 国庫支出金		62,648
	1 国庫補助金	62,648
3 県支出金		71,632,565
	1 県補助金	71,632,564
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		4,712
	1 財産運用収入	4,712
5 繰入金		7,762,143
	1 一般会計繰入金	7,762,142
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		270,904
	1 延滞金、加算金及び過料	187,766
	2 預金利子	1
	3 雑 入	83,137
歳 入 合 計		106,314,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,532,818
	1 総務管理費	1,217,645
	2 徴税費	314,122
	3 運営協議会費	1,051
2 保険給付費		71,143,291
	1 療養諸費	61,701,892
	2 高額療養費	9,075,079
	3 移送費	1,200
	4 出産育児諸費	298,120
	5 葬祭諸費	67,000
3 国民健康保険事業費納付金		32,444,699
	1 医療給付費分	21,528,620
	2 後期高齢者支援金等分	7,584,798
	3 介護納付金分	2,650,198
	4 子ども・子育て支援金分	681,083
4 保健事業費		1,016,967
	1 特定健康診査等事業費	927,940
	2 保健事業費	89,027
5 基金積立金		4,712
	1 基金積立金	4,712
6 諸支出金		171,102
	1 償還金及び還付加算金	171,101
	2 延滞金	1
7 予備費		411
	1 予備費	411
歳 出 合 計		106,314,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険資格確認書等封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	16,926
国民健康保険税納税通知書印字製本封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	58,469
特定健康診査当初・随時受診券印刷及び封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	12,037
重複・頻回受診者等保健指導業務	令和8年度から 令和9年度まで	6,280
国保健康診査お知らせ通知印刷及び封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	1,306

令和8年度さいたま市後期高齢者医療事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,621,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		20,554,501
	1 後期高齢者医療保険料	20,554,501
2 国庫支出金		27,412
	1 国庫補助金	27,412
3 繰入金		14,885,427
	1 一般会計繰入金	14,885,427
4 繰越金		83,844
	1 繰越金	83,844
5 諸収入		69,816
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 償還金及び還付加算金	43,000
	3 預金利子	1
	4 雑 入	23,814
歳 入 合 計		35,621,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		295,837
	1 総務管理費	139,653
	2 徴収費	156,184
2 後期高齢者医療広域連合納付金		35,281,883
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	35,281,883
3 諸支出金		43,000
	1 償還金及び還付加算金	43,000
4 予備費		280
	1 予備費	280
合 計		35,621,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書等印字封入封緘業務	令和8年度から 令和9年度まで	90,076

令和8年度さいたま市介護保険事業 特別会計予算

令和8年度さいたま市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,548,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第2款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		24,643,499
	1 介護保険料	24,643,499
2 国庫支出金		23,131,139
	1 国庫負担金	18,307,867
	2 国庫補助金	4,823,272
3 支払基金交付金		28,677,577
	1 支払基金交付金	28,677,577
4 県支出金		15,971,254
	1 県負担金	15,238,049
	2 県補助金	733,205
5 財産収入		83,795
	1 財産運用収入	83,795
6 繰入金		18,039,479
	1 一般会計繰入金	16,990,921
	2 基金繰入金	1,048,558
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1,256
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,252
歳 入 合 計		110,548,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,347,019
	1 総務管理費	1,641,246
	2 徴収費	89,897
	3 介護認定審査会費	613,764
	4 趣旨普及費	2,112
2 保険給付費		103,218,207
	1 介護サービス等諸費	96,051,535
	2 介護予防サービス等諸費	2,197,826
	3 高額介護サービス等費	2,856,469
	4 高額医療合算介護サービス等費	545,801
	5 その他諸費	75,668
	6 特定入所者介護サービス等費	1,490,908
3 地域支援事業費		4,859,442
	1 サービス・活動事業費	2,806,149
	2 一般介護予防事業費	188,900
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,864,393
4 基金積立金		83,795
	1 基金積立金	83,795
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		39,023
	1 償還金及び還付加算金	39,022
	2 延滞金	1
7 予備費		513
	1 予備費	513
歳 出 合 計		110,548,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険課国保連伝送用ルーター賃借料	令和8年度から 令和12年度まで	757
介護保険料納入通知書等作成業務	令和8年度から 令和9年度まで	32,670
ますます元気教室開催業務	令和8年度から 令和9年度まで	59,466

令和 8 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特 別 会 計 予 算

令和 8 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 6 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		21,604
	1 一般会計繰入金	21,604
2 繰越金		15,450
	1 繰越金	15,450
3 諸収入		40,992
	1 貸付金元利収入	39,767
	2 違約金	1,224
	3 雑入	1
4 市債		37,954
	1 市債	37,954
歳 入 合 計		116,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	116,000
歳 出	合 計	116,000

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	37,954	普通貸借	無利	母子及び父子並びに寡婦 福祉法第37条第2項及 び第4項に定めるところ による。

令和8年度さいたま市食肉中央卸売市場及び
と畜場事業特別会計予算

令和8年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ614,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		156,801
	1 使用料	156,798
	2 手数料	3
2 繰入金		457,191
	1 一般会計繰入金	457,191
3 諸収入		8
	1 預金利子	1
	2 雑入	7
歳入合計		614,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 食肉市場費		177,168
	1 事業費	177,168
2 と畜場費		313,097
	1 事業費	313,097
3 公債費		122,768
	1 公債費	122,768
4 予備費		967
	1 予備費	967
歳 出 合 計		614,000

令和8年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ586,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		585,994
	1 一般会計繰入金	585,994
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入合計		586,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		267,880
	1 事業費	267,880
2 公債費		317,161
	1 公債費	317,161
3 予備費		959
	1 予備費	959
歳 出 合 計		586,000

令和8年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ793,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		380
	1 使用料	20
	2 手数料	360
2 国庫支出金		113,750
	1 国庫補助金	113,750
3 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
4 事業収入		10,000
	1 事業収入	10,000
5 繰入金		507,958
	1 一般会計繰入金	507,958
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		11
	1 雑入	11
8 市債		159,900
	1 市債	159,900
歳 入 合 計		793,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		574,360
	1 事業費	574,360
2 公債費		218,405
	1 公債費	218,405
3 予備費		235
	1 予備費	235
歳 出 合 計		793,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	2,460

第3表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東浦和第二 土地区画整理事業	159,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。

令和8年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		360
	1 手 数 料	360
2 国庫支出金		17,300
	1 国庫補助金	17,300
3 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
4 繰入金		454,928
	1 一般会計繰入金	454,928
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		11
	1 雑 入	11
7 市 債		25,000
	1 市 債	25,000
歳 入 合 計		498,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		378,857
	1 事業費	378,857
2 公債費		118,156
	1 公債費	118,156
3 予備費		987
	1 予備費	987
歳 出 合 計		498,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車賃借料	令和8年度から 令和13年度まで	2,160

第3表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浦和東部第一特定土地区画整理事業	25,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和8年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ537,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6
	1 使用料	5
	2 手数料	1
2 国庫支出金		62,500
	1 国庫補助金	62,500
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 事業収入		1
	1 事業収入	1
5 繰入金		350,790
	1 一般会計繰入金	350,790
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1
	1 雑入	1
8 市債		123,700
	1 市債	123,700
歳 入 合 計		537,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		391,114
	1 事業費	391,114
2 公債費		145,837
	1 公債費	145,837
3 予備費		49
	1 予備費	49
歳 出 合 計		537,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本町通り線無電柱化整備工事	令和9年度	100,000

第3表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南与野駅西口 土地区画整理事業	123,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。

令和8年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120
3 国庫支出金		35,500
	1 国庫補助金	35,500
4 財産収入		800
	1 財産運用収入	800
5 事業収入		1
	1 事業収入	1
6 繰入金		360,575
	1 一般会計繰入金	360,575
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2
	1 雑入	2
9 市債		49,000
	1 市債	49,000
歳 入 合 計		446,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		267,034
	1 事業費	267,034
2 公債費		178,456
	1 公債費	178,456
3 予備費		510
	1 予備費	510
歳 出 合 計		446,000

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指 土地区画整理事業 扇	49,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和8年度さいたま市江川土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		205
	1 手 数 料	205
2 財産収入		182
	1 財産運用収入	182
3 事業収入		1
	1 事業収入	1
4 繰入金		184,597
	1 一般会計繰入金	184,597
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		14
	1 雑 入	14
歳 入 合 計		185,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		183,833
	1 事業費	183,833
2 公債費		257
	1 公債費	257
3 予備費		910
	1 予備費	910
歳 出 合 計		185,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
調整池排水機場築造工事	令和9年度	15,719

令和8年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
2 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
3 繰入金		102,281
	1 一般会計繰入金	102,281
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 雑 入	2
6 市 債		56,700
	1 市 債	56,700
歳 入 合 計		159,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		111,391
	1 事業費	111,391
2 公債費		47,489
	1 公債費	47,489
3 予備費		120
	1 予備費	120
歳 出 合 計		159,000

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大門下野田特定土地区画整理事業	56,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和8年度さいたま市公債管理特別会計予算

令和8年度さいたま市公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,682,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		249,031
	1 財産運用収入	249,031
2 繰入金		83,632,969
	1 他会計繰入金	79,432,969
	2 基金繰入金	4,200,000
3 市債		5,800,000
	1 市債	5,800,000
歳入合計		89,682,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		89,682,000
	1 公債費	89,682,000
歳 出	合 計	89,682,000

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	5,800,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和8年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	664,664 件
(2) 年 間 総 給 水 量	135,682,590 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	371,733 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設整備事業 事業費	13,004,590 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	33,905,116 千円	
第1項 営業収益	32,287,405 千円	
第2項 営業外収益	1,603,631 千円	
第3項 特別利益	14,080 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	32,447,247 千円	
第1項 営業費用	31,556,947 千円	
第2項 営業外費用	868,538 千円	
第3項 特別損失	1,762 千円	
第4項 予備費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,703,658 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,349,842 千円、過年度分損益勘定留保資金 5,240,318 千円、当年度分損益勘定留保資金 4,113,498 千円で補填するものとする。) 。

収 入

第1款 資本的収入	9,384,316 千円
第1項 企 業 債	8,981,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	372,301 千円
第3項 補 助 金	31,015 千円

支 出

第1款 資本的支出	20,087,974 千円
第1項 建設改良費	16,376,841 千円
第2項 償 還 金	3,711,133 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	上大久保中学校非常災害用井戸更新事業	289,047	8	0
				9	206,789
				1 0	82,258
1 資本的支出	1 建設改良費	北部水道営業所庁舎及び工務課棟中規模修繕事業	997,590	8	97,000
				9	427,000
				1 0	306,000
				1 1	167,590
1 資本的支出	1 建設改良費	南部配水場配水ポンプインバータ盤更新事業	545,534	8	27,291
				9	381,865
				1 0	136,378
1 資本的支出	1 建設改良費	尾間木配水場配水ポンプインバータ盤更新事業	763,235	8	38,170
				9	534,259
				1 0	190,806

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
野外水道教室バス送迎業務	令和8年度から 令和9年度まで	647
野外水道講座バス送迎業務	令和8年度から 令和9年度まで	235
水道局自動車賃貸借	令和8年度から 令和14年度まで	58,163
営業系業務受託者執務室移転に伴うビジネスホン 移設業務 (北部水道営業所)	令和8年度から 令和9年度まで	385
水道料金等弁護士対応未収金回収業務	令和9年度から 令和11年度まで	10,648
さいたま市スマート水道メーター実証実験等運営 支援業務	令和9年度から 令和10年度まで	28,681
さいたま市スマート水道メーターデータ提供業務	令和9年度	102
さいたま市スマート水道メーター実証実験に係る 業務	令和9年度	80
北部配水場旧ポンプ棟等解体事業	令和9年度から 令和10年度まで	194,524
南下新井配水場施設再配置詳細調査業務	令和9年度	11,704
東部幹線2系ルート (見沼用水工区) 更新事業	令和9年度	204,556
東部幹線2系ルート (東部配水場南側工区) 更新 事業	令和9年度	99,627
金重幹線1系ルート (北部工業団地記念公園東側 工区) 更新事業	令和9年度	5,203
配水支管更新事業	令和9年度	3,525,445
消火栓設置事業 (同時設置)	令和8年度から 令和9年度まで	4,455
テレメータ回線デジタル化対応業務	令和9年度から 令和10年度まで	389,400
取水用制御盤更新事業	令和9年度	24,605
地下水系ポンプ更新事業	令和9年度	90,376
無停電電源装置更新事業	令和9年度	66,062
流量計測器更新事業	令和9年度	19,264
圧力水位計測器更新事業	令和9年度	9,240
残留塩素測定計更新事業	令和9年度	4,796
排水ポンプ更新事業	令和9年度	83,433

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	8,981,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 4,090,629 千円 |
| (2) 交際費 | 425 千円 |

(他会計からの補助金)

第11条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,076,788 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、597,399 千円と定める。

令和8年2月3日 提出

さいたま市長 清水 勇 人

令和8年度さいたま市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	637床
(2) 年間入院患者数	194,986人
(3) 年間外来患者数	262,334人
(4) 一日平均入院患者数	534人
(5) 一日平均外来患者数	1,084人
(6) 主要な建設改良事業	
医療総合情報システム再構築事業 事業費	2,930,853千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金2,167,000千円を借り入れる。

収 入		
第1款	病院事業収益	27,012,625千円
第1項	医業収益	22,773,215千円
第2項	医業外収益	4,239,408千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	病院事業費用	29,925,076千円
第1項	医業費用	28,843,738千円
第2項	医業外費用	1,071,336千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額853,430千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	4, 1 6 8, 5 7 6 千円
第1項	企 業 債	3, 3 6 5, 5 0 0 千円
第2項	出 資 金	9 7, 8 9 8 千円
第3項	負 担 金	7 0 0, 3 9 5 千円
第4項	固定資産売却代金	1 千円
第5項	寄 附 金	1 0 0 千円
第6項	補 助 金	4, 6 8 2 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	5, 0 2 2, 0 0 6 千円
第1項	建 設 改 良 費	3, 4 4 0, 2 7 9 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1, 5 8 1, 7 2 7 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
ナビゲーションシステム保守業務	令和8年度から 令和13年度まで	9,405 千円
三次元放射線治療計画装置保守業務（追加分）	令和8年度から 令和12年度まで	10,472 千円
物品管理業務	令和9年度から 令和10年度まで	238,033 千円
全自動検体検査総合システム賃借料	令和9年度から 令和13年度まで	219,450 千円
医療総合情報システム用ハードウェア及びネットワーク保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	544,488 千円
循環器画像・動画共有システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	10,242 千円
多要素認証システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	4,014 千円
診察券発行機システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	3,658 千円
再来受付機システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	6,717 千円

事項	期間	限度額
物流管理システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	10,332千円
薬剤部門支援システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	10,179千円
給食管理システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	4,346千円
ラベルプリンタ等保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	25,000千円
リハビリ部門システム保守業務	令和9年度から 令和13年度まで	3,107千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院医療機器整備事業	589,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
医療総合情報システム再構築事業	2,776,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給 与 費	14,758,080千円
(2) 交 際 費	360千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、186,881千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,824,546千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	C T装置	1台

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

令和8年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	597,360	戸
(2) 年間総汚水処理水量	147,892,000	m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	405,184	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
管きよ整備事業費	10,903,448	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	27,125,783	千円
第1項	営業収益	23,748,046	千円
第2項	営業外収益	3,377,504	千円
第3項	特別利益	233	千円
		支	出
第1款	下水道事業費用	26,465,814	千円
第1項	営業費用	24,132,428	千円
第2項	営業外費用	2,323,386	千円
第3項	予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,585,477千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853,003千円、過年度分損益勘定留保資金1,190,816千円、当年度分損益勘定留保資金9,541,658千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			12,386,701 千円
第1項	企業債			11,109,600 千円
第2項	他会計負担金			264,948 千円
第3項	国庫補助金			885,600 千円
第4項	負担金			123,420 千円
第5項	長期貸付金返還金			3,133 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			23,972,178 千円
第1項	建設改良費			13,299,269 千円
第2項	企業債償還金			10,668,909 千円
第3項	長期貸付金			4,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 新川雨水8号 幹線整備事業	8,848,000	8	20,000
				9	2,000,000
				10	2,000,000
				11	2,000,000
				12	2,000,000
				13	828,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	東 岩 槻 第 3 雨 水 幹 線 整 備 事 業	5,000,000	8	20,000
				9	1,380,000
				10	3,000,000
				11	600,000
1 資本的支出	1 建設改良費	宮 原 ポ ン プ 場 外 2 施 設 再 構 築 事 業	730,000	8	70,000
				9	660,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道污水管工事	令和8年度から 令和9年度まで	130,000
下水道污水事業	令和9年度	188,148
下水道浸水対策事業	令和9年度	97,900
固定資産台帳作成業務	令和8年度から 令和9年度まで	5,874
下水道施設緊急修繕	令和8年度から 令和9年度まで	107,250
下水道施設緊急清掃業務	令和8年度から 令和9年度まで	23,650
下水道管きょ老朽度調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	66,000
下水道取付管新設工事	令和8年度から 令和9年度まで	272,250

事 項	期 間	限 度 額
下水道マンホール蓋安全対策工事	令和8年度から 令和9年度まで	52,500
公用車賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	12,180

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	9,303,500	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金等についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることが できる。
流域下水道事業	1,806,100			
合 計	11,109,600			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,409,790 千円

(他会計からの補助金)

第 1 1 条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,231,975千円である。

令和8年2月3日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人